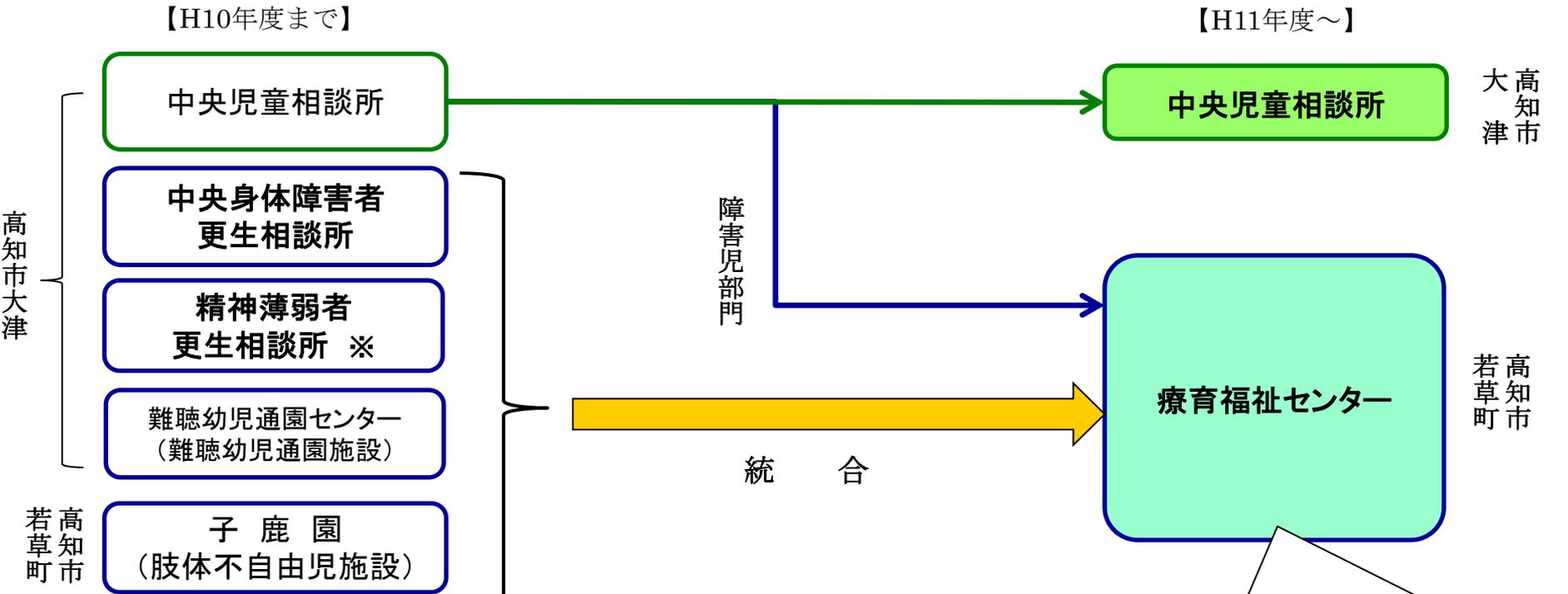


# ○身体障害者更生相談所及び 知的障害者更生相談所について



# 相談機能の再編 (平成11年・療育福祉センターの設置)

障害のある、又はその疑いのある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行うとともに、障害のある人に対する総合的な相談、及び専門的支援のため、各機関を統合し、相談・判定・医療・施設機能を併せ持った総合的な施設として療育福祉センターを設置



平成18年度 発達障害者支援センター設置  
 平成21年度 病院から有床診療所に転換  
 肢体不自由児施設から  
 肢体不自由児通園施設に転換  
 平成24年度 児童発達支援センター・  
 医療型児童発達支援センターへ移行

※ 当時の名称 (以下同じ)



## (参考) 専門職員の配置状況の推移

H10年度

○中央身体障害者更生相談所  
心理判定員(1)  
職能判定員(1)  
身体障害者福祉司(1)  
計3

○幡多身体障害者更生相談所  
身体障害者福祉司(1)  
計1

○精神薄弱者更生相談所  
中央児童相談所、幡多児童相談所の職員が兼務職として業務を行う。

H11年度

○身体障害者更生相談所  
知的障害者更生相談所  
心理判定員(2)  
職能判定員(1)  
身体障害者福祉司(2)  
計5

(知更相:幡多管内)  
幡多児童相談所の職員が兼務職として業務を行う。

○中央児童相談所  
障害児部門  
児童福祉司(1)  
心理判定員(2)  
看護師(1)  
計4

H24年度

○身体障害者更生相談所  
知的障害者更生相談所  
中央児童相談所  
障害児部門

心理判定員(4)  
福祉司(4)

計8

(知更相:幡多管内)  
幡多児童相談所の職員が兼務職として業務を行う。

# 身体障害者更生相談所



## 身体障害者更生相談所の業務は・・・

- 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
  - 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務  
自立支援医療(更生医療)給付判定等  
補装具の判定等
  - 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
  - 巡回相談の実施に関すること
- など

### 身体障害者福祉法(抜粋)

○都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。(第11条第1項)

#### ○身体障害者更生相談所の業務

- ・身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(第18条第2項の措置に係るものに限る。)及び前条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項、第51条の11、第74条並びに第76条第3項に規定する業務を行うものとする。(第11条第2項)
- ・身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。(第11条第3項)

- ・市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。(第10条第1項第1号)
- ・身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ・身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- ・必要に応じ、障害者自立支援法第五条第24項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。  
(第10条第1項第2号ロからニ)

## ○身体障害者福祉司

- ・都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならない。(第11条の2第1項)
- ・都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。(第11条の2第3項)
  - 1 第10条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - 2 身体障害者の福祉に関し、第10条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。
- ・身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。(第12条)
  - 1 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの
  - 2 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
  - 3 医師
  - 4 社会福祉士
  - 5 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
  - 6 前各号に準ずる者であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

## 障害者自立支援法(抜粋)

### ☆ 市町村への指導・援助に関すること

- ・都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う・・・[中略]・・・による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力、その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。(第26条)
- ・都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う・・・[中略]・・・による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力、その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。[第51条の11]

介護給付費等の支給決定等

地域相談支援給付費等の支給決定等

### ☆ 支給要否決定等に関すること

- ・市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所等・・・[中略]・・・その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。(第22条第2項)
- ・市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。(第22条第3項)

### ☆ 給付要否決定等に関すること

- ・市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。[第51条の7第2項]
- ・市町村審査会、身体障害者更生相談所等・・・[中略]・・・は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。[第51条の7第3項]

## ☆ 自立支援医療に関すること

- ・市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。(第74条第1項)
- ・都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。(第74条第2項)

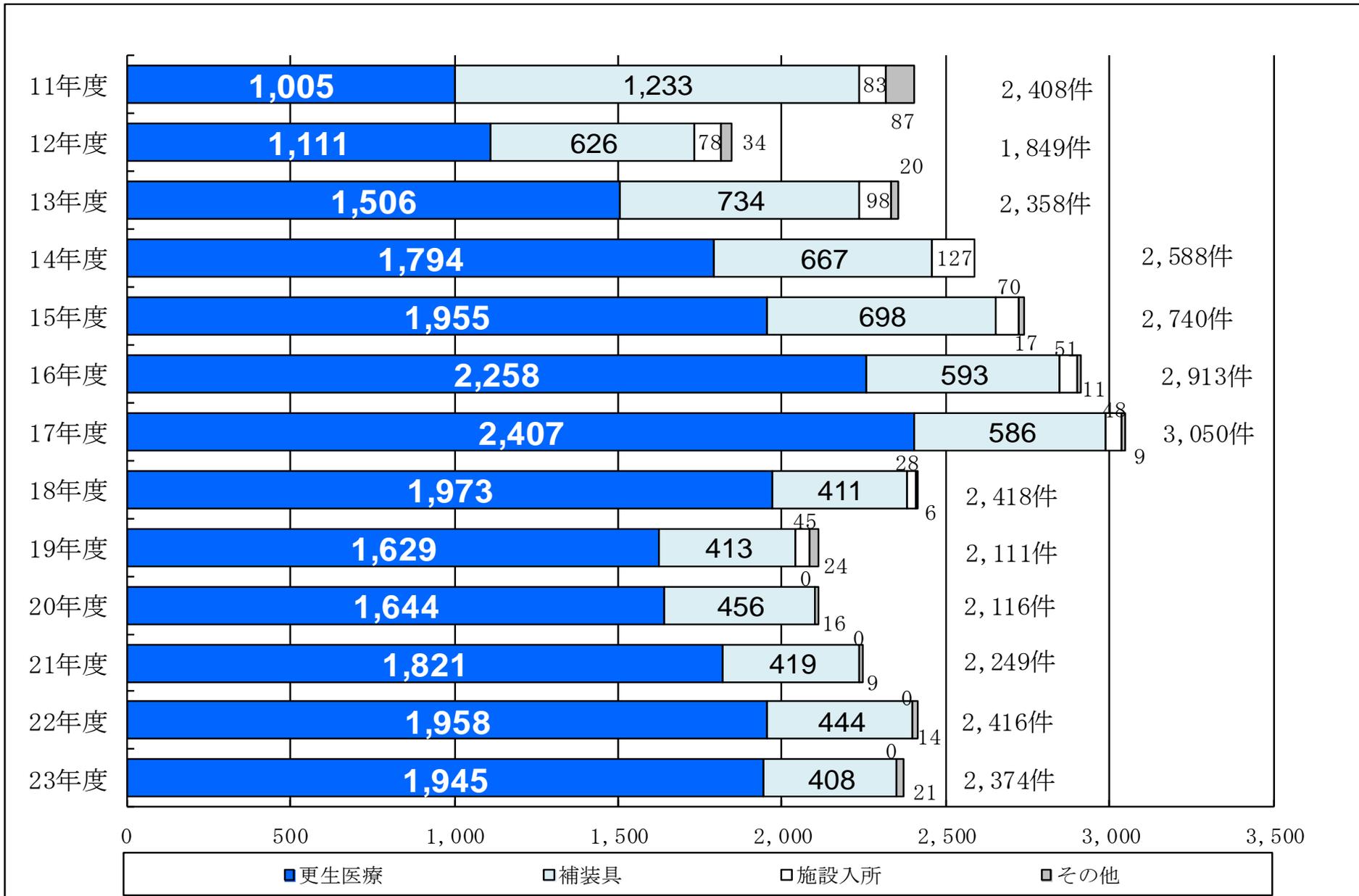
## ☆ 補装具費等に関すること

- ・市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。(第76条第3項)



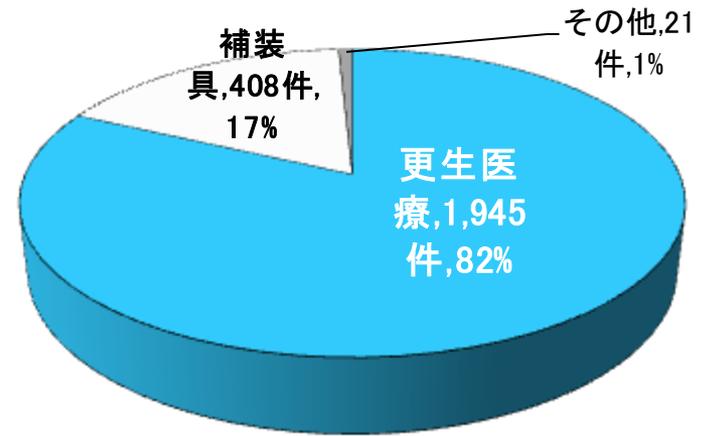
# ◆身体障害者更生相談の年度別推移(相談内容別)

※療育福祉センター業務概要から

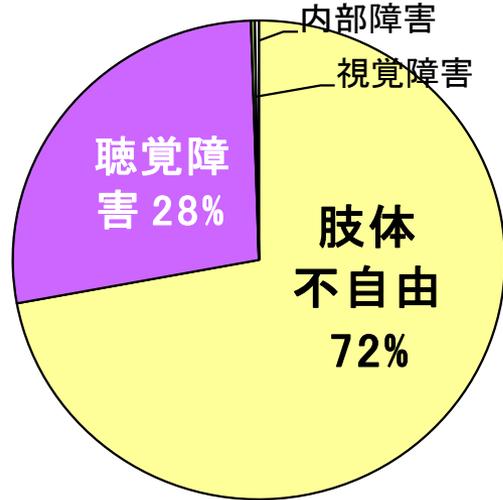


	更生医療	補装具	施設入所	その他	計
23年度	1,945	408	0	21	2,374
22年度	1,958	444	0	14	2,416
21年度	1,821	419	0	9	2,249
20年度	1,644	456	0	16	2,116
19年度	1,629	413	45	24	2,111
18年度	1,973	411	28	6	2,418
17年度	2,407	586	48	9	3,050
16年度	2,258	593	51	11	2,913
15年度	1,955	698	70	17	2,740
14年度	1,794	667	127		2,588
13年度	1,506	734	98	20	2,358
12年度	1,111	626	78	34	1,849
11年度	1,005	1,233	83	87	2,408

相談内容別割合(H23年度)

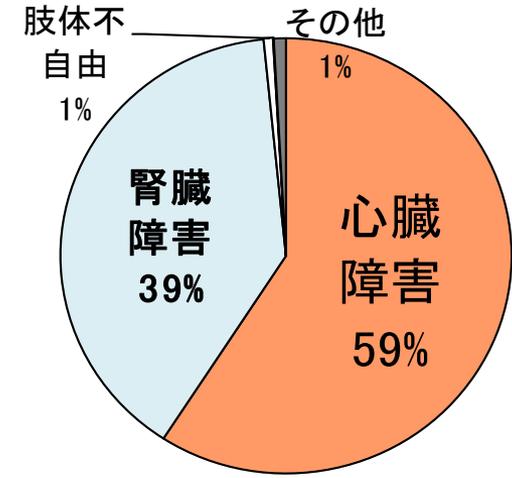


補装具 障害別判定件数の割合(H23年度)



肢体不自由	聴覚障害	視覚障害	内部障害
279	106	1	1

更生医療 障害別割合(H23年度)

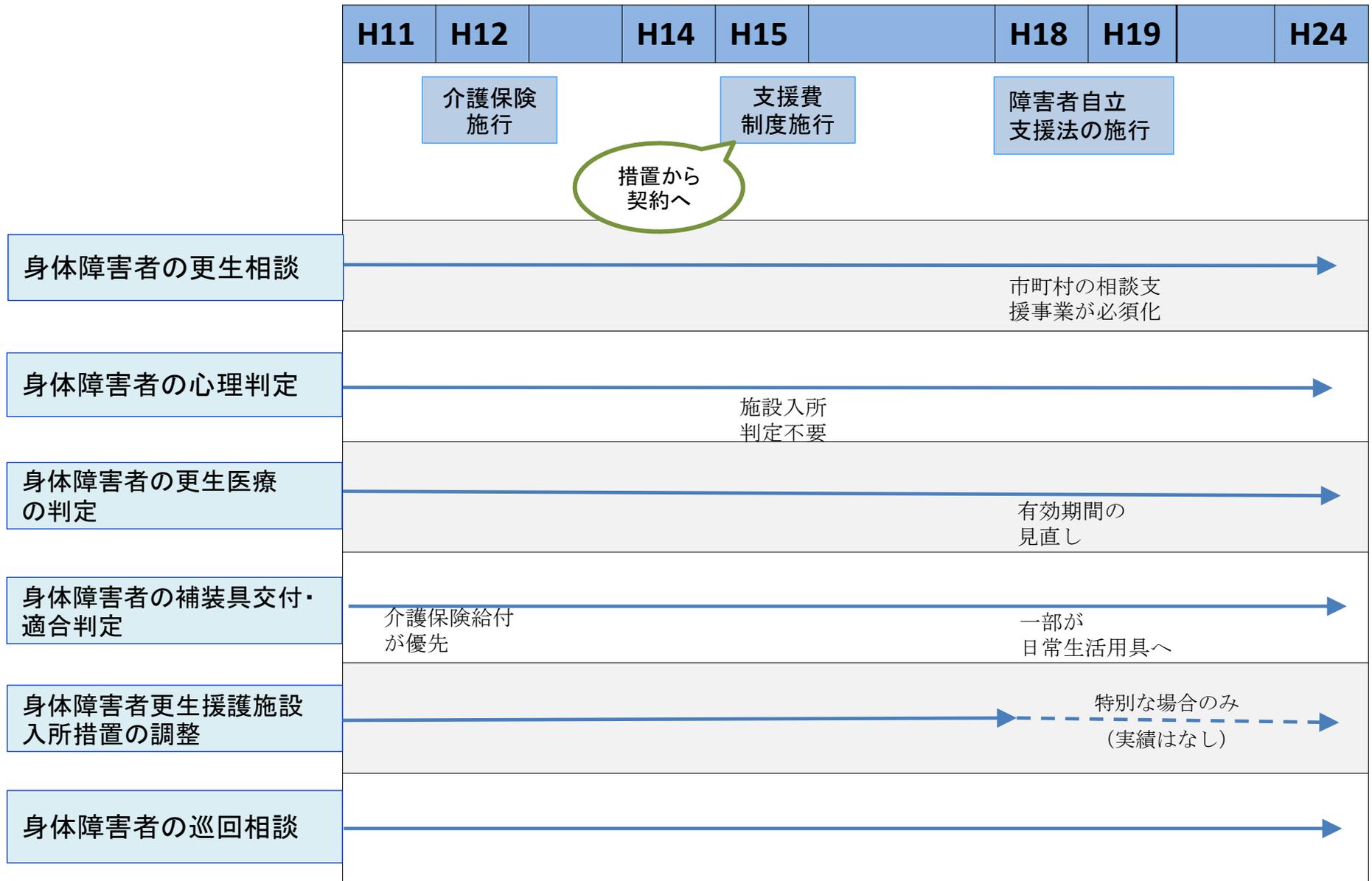


心臓障害	腎臓障害	肢体不自由	聴覚障害	その他
1,151	763	13	1	17

装具	車椅子	電動車椅子	義肢	座位保持装置	歩行器	補聴器	その他
139	72	26	17	9	3	107	14

※療育福祉センター業務概要から

# 療育福祉センター(身体障害者更生相談所)の業務の変遷



# 更生医療

- 日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療

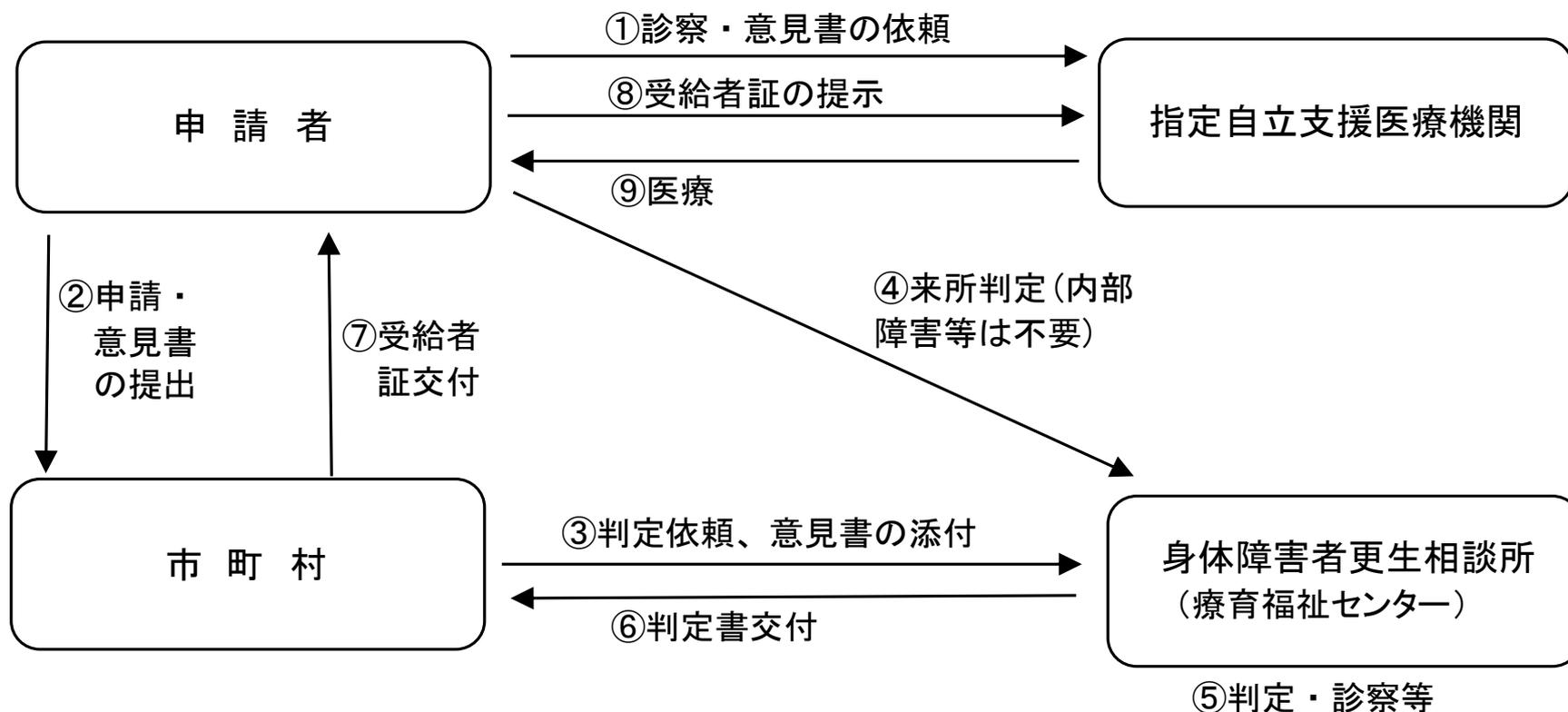
(給付内容例)

心臓障害: スtent留置術、冠動脈形成術、ペースメーカー 等

腎臓障害: 人工透析、抗免疫療法 等



## 【更生医療の事務の流れ】



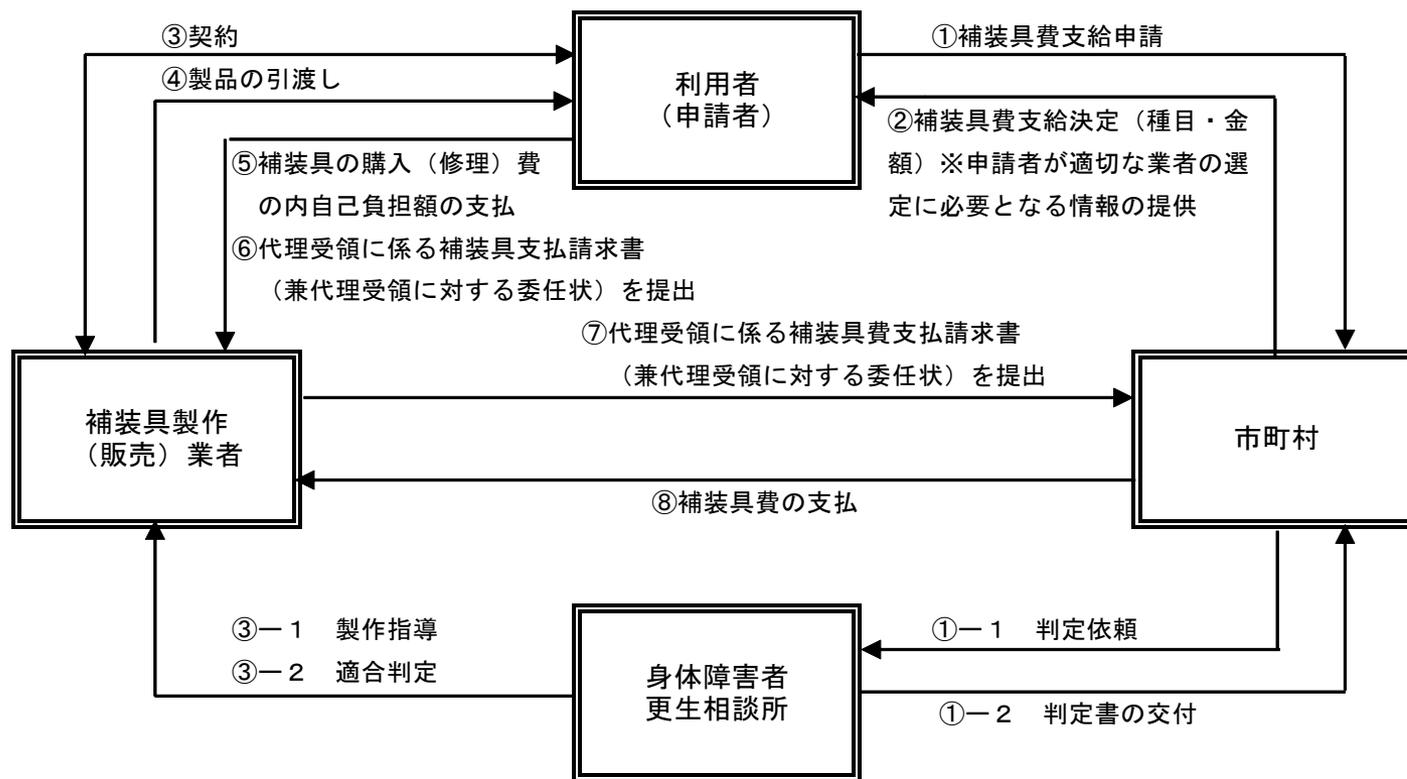
# 補装具

- 身体障害者・児の失われた身体機能を補完又は代替する用具で、職業上その他日常生活での能率の向上を目的として支給。

(補装具例)

肢体不自由関係: 装具、車いす(オーダーメイド)、電動車いす、義肢、座位保持装置等  
聴覚障害: 補聴器

## ●支給のしくみ (代理受領方式の場合)



※適合判定・・・完成した補装具が身体に合っているか確認する。義肢、装具、座位保持装置、電動車いす、車いす(オーダーメイド)が対象



# 巡回相談

※療育福祉センター業務概要から

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補装具	14			0	8	9	1	7	3	8	6	9	11
手帳	35	1			2		1						
施設入所						1							
その他	2	13	10	0	6	8	4	6	23	10	1	0	2
計	51	14	10	0	16	18	6	13	26	18	7	9	13

## ◇他県の状況（高知県と人口規模が同程度の県での相談件数等の状況）

<平成22年度>

※ 福祉行政報告例より

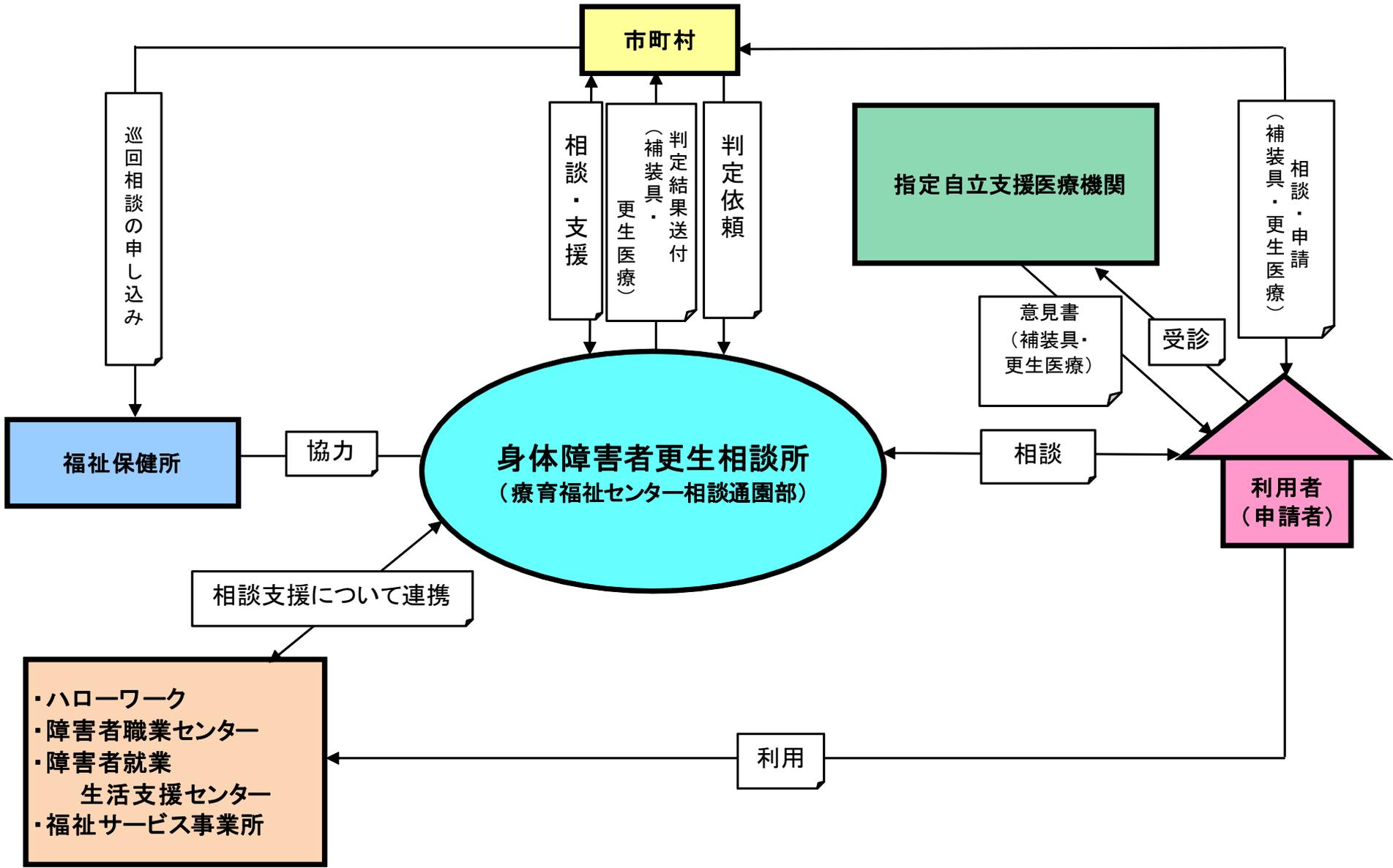
身体障害者 更生相談所	来所	巡回	合計	(人口) H22年国勢調査 単位:千人	(面積) 単位:平方km
福井県	1612	232	1844	806	4,190
島根県	1341	90	1431	717	6,708
徳島県	2231	91	2322	785	4,147
佐賀県	3638	115	3753	849	2,440
<b>高知県</b>	<b>2407</b>	<b>9</b>	<b>2416</b>	<b>764</b>	<b>7,105</b>

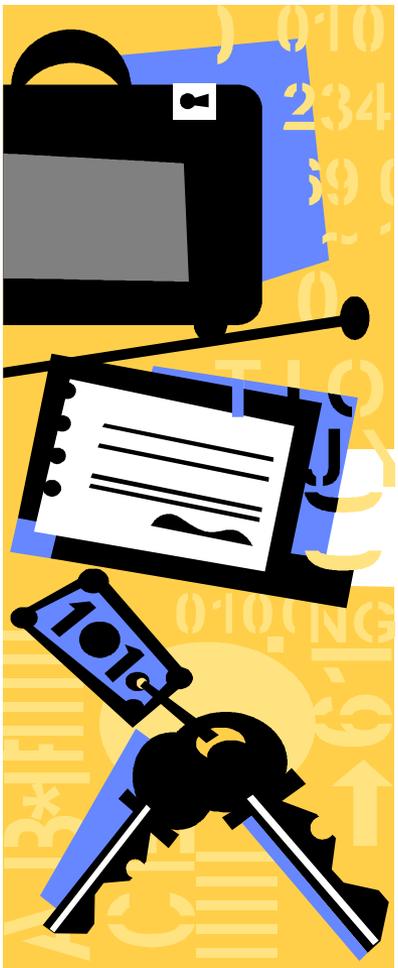


※ 来所には、来所をせず書面をもって行った場合も含む



# 身体障害者更生相談所(県立療育福祉センター)の関係図





# 知的障害者更生相談所



## 知的障害者更生相談所の業務は・・・

- 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務  
療育手帳の判定等
- 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- 巡回相談の実施

など



### 知的障害者福祉法(抜粋)

○都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。(第12条第1項)

#### ○知的障害者更生相談所の業務

- ・知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。)並びに前条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第22条第2項及び第3項、第26条第1項、第51条の7第2項及び第3項並びに第51条の11に規定する業務を行うものとする。(第12条第2項)
- ・知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。(第12条第3項)

- ・市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。(第11条第1項第1号)
- ・知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ・18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。  
(第11条第1項第2号ロからハ)

## ○知的障害者福祉司

- ・都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。(第13条第1項)
- ・都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。(第13条第3項)
  - 1 第11条第1項第1号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - 2 知的障害者の福祉に関し、第11条第1項第2号ロに掲げる業務を行うこと。
- ・知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。(第12条)
  - 1 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの
  - 2 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
  - 3 医師
  - 4 社会福祉士
  - 5 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
  - 6 前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

## 障害者自立支援法(抜粋)

### ☆ 市町村への指導・援助に関すること

・都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う・・・[中略]・・・による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力、その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。(第26条)

・都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う・・・[中略]・・・による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力、その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。[第51条の11]

介護給付費等の支給決定等

地域相談支援給付費等の支給決定等

### ☆ 支給要否決定等に関すること

・市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所等・・・[中略]・・・その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。(第22条第2項)

・市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。(第22条第3項)

### ☆ 給付要否決定等に関すること

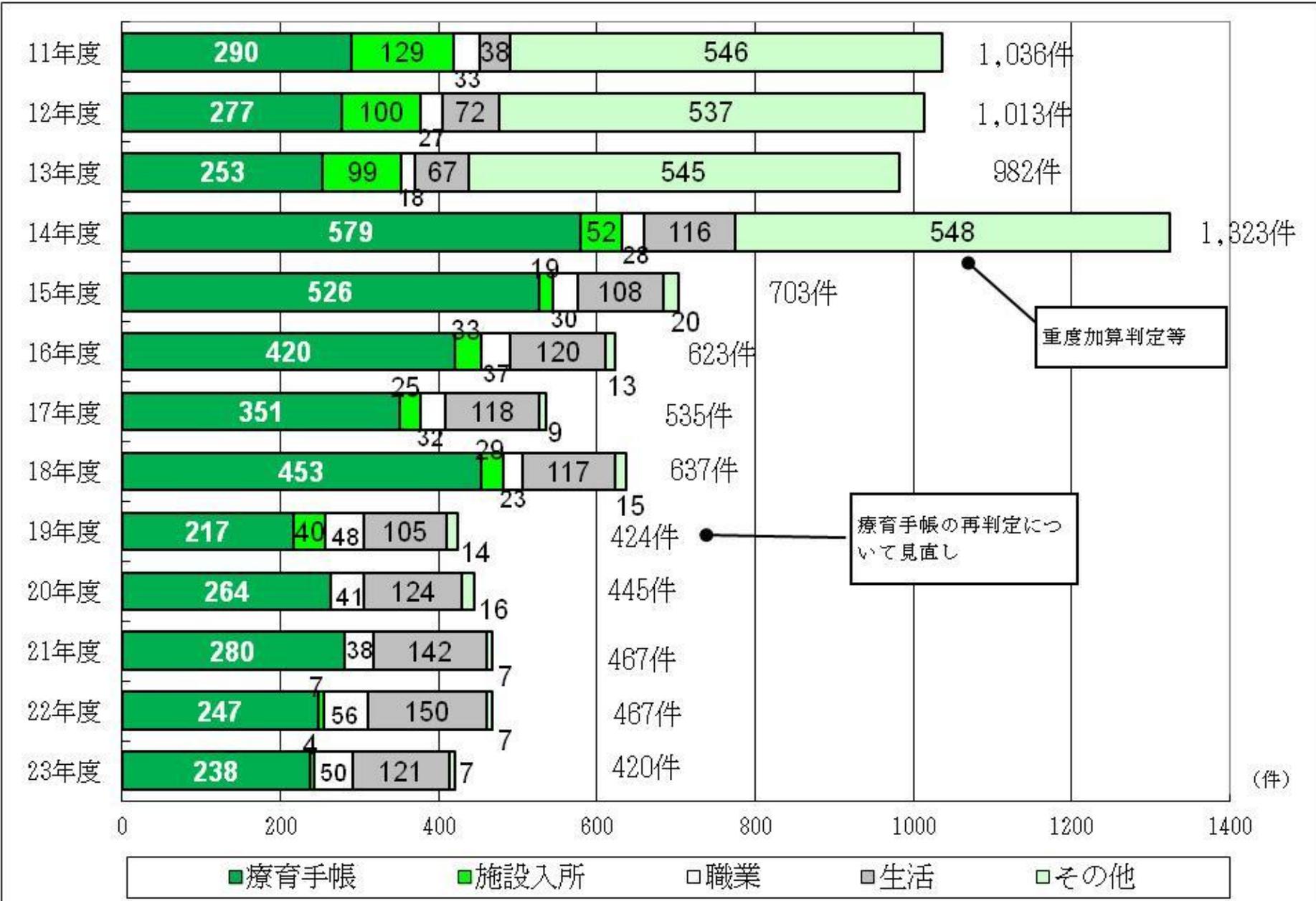
・市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、・・・[中略]・・・身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。[第51条の7第2項]

・市町村審査会、身体障害者更生相談所等・・・[中略]・・・は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。[第51条の7第3項]

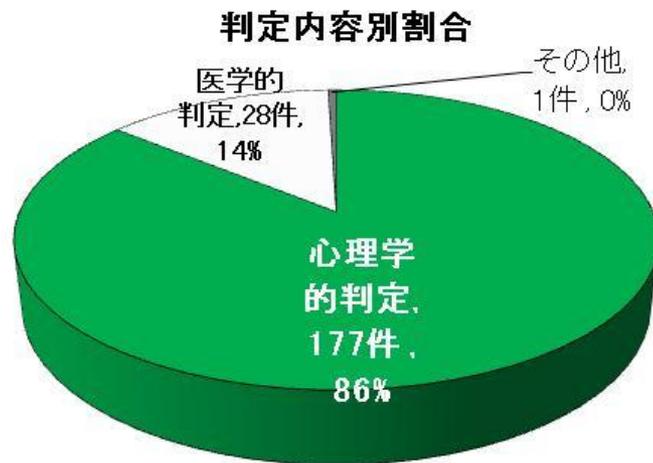


# ◆知的障害者更生相談の年度別推移(相談内容別)

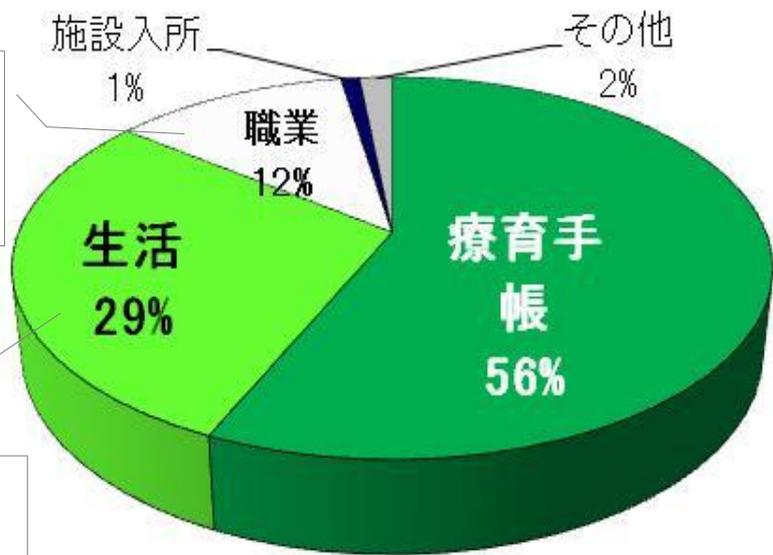
※療育福祉センター業務概要から



	療育手帳	施設入所	職業	生活	その他	計
23年度	238	4	50	121	7	420
22年度	247	7	56	150	7	467
21年度	280		38	142	7	467
20年度	264		41	124	16	445
19年度	217	40	48	105	14	424
18年度	453	29	23	117	15	637
17年度	351	25	32	118	9	535
16年度	420	33	37	120	13	623
15年度	526	19	30	108	20	703
14年度	579	52	28	116	548	1,323
13年度	253	99	18	67	545	982
12年度	277	100	27	72	537	1,013
11年度	290	129	33	38	546	1,036



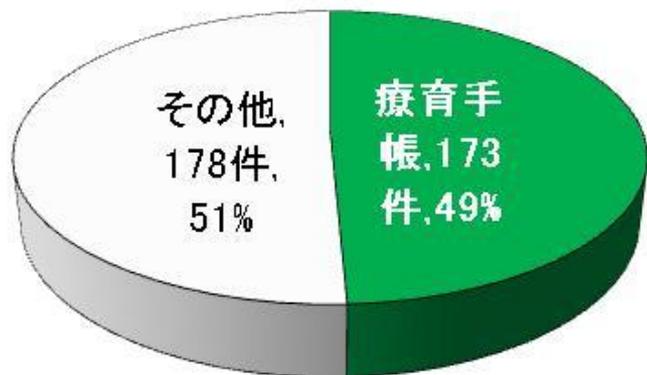
### 相談内容別割合(H23年度)



ハローワークからの障害の程度等に関する問い合わせ等

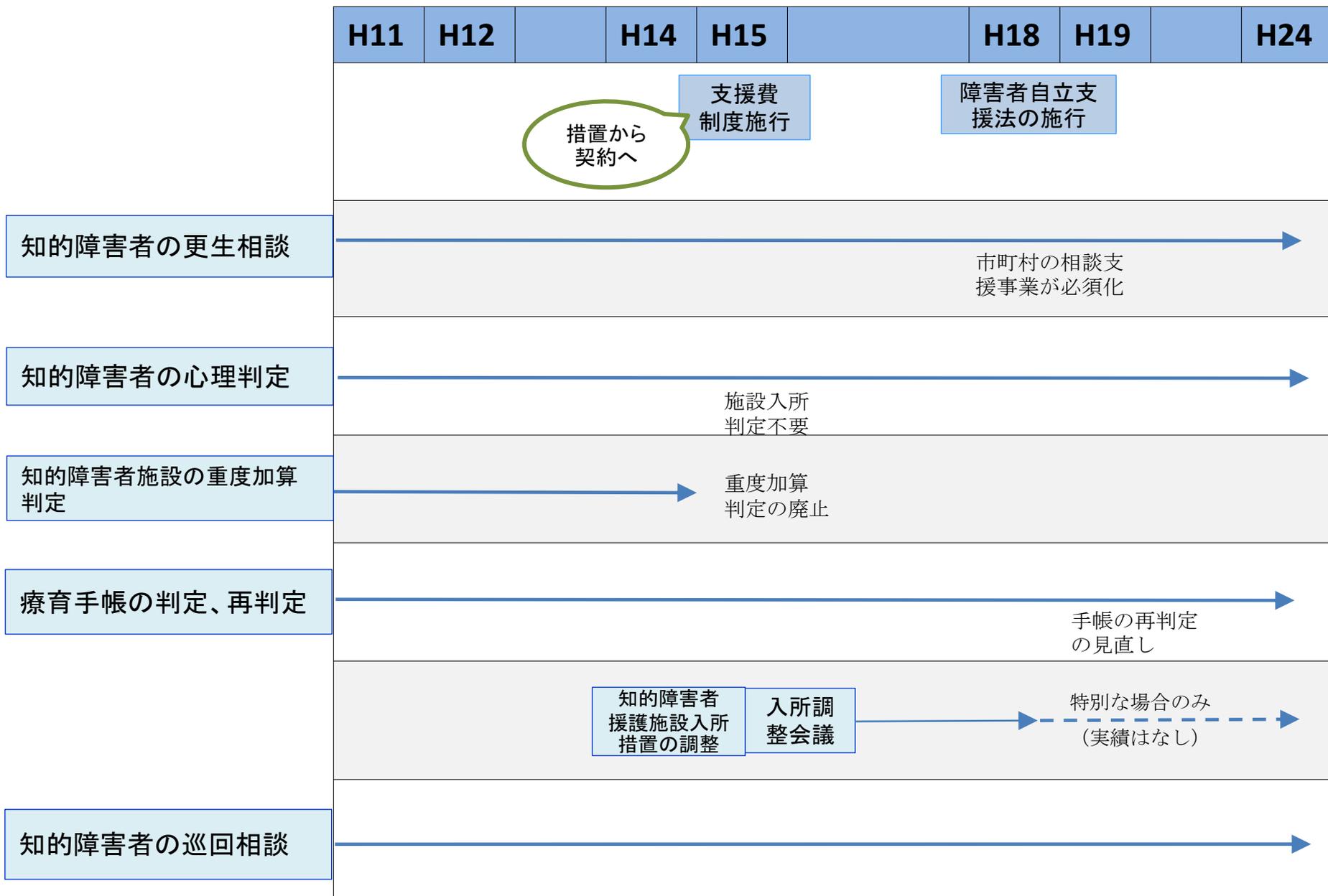
家族や本人からの障害基礎年金の申請等の相談が多い

### 判定書等交付件数割合



※療育福祉センター業務概要から

# 療育福祉センター(知的障害者更生相談所)の業務の変遷

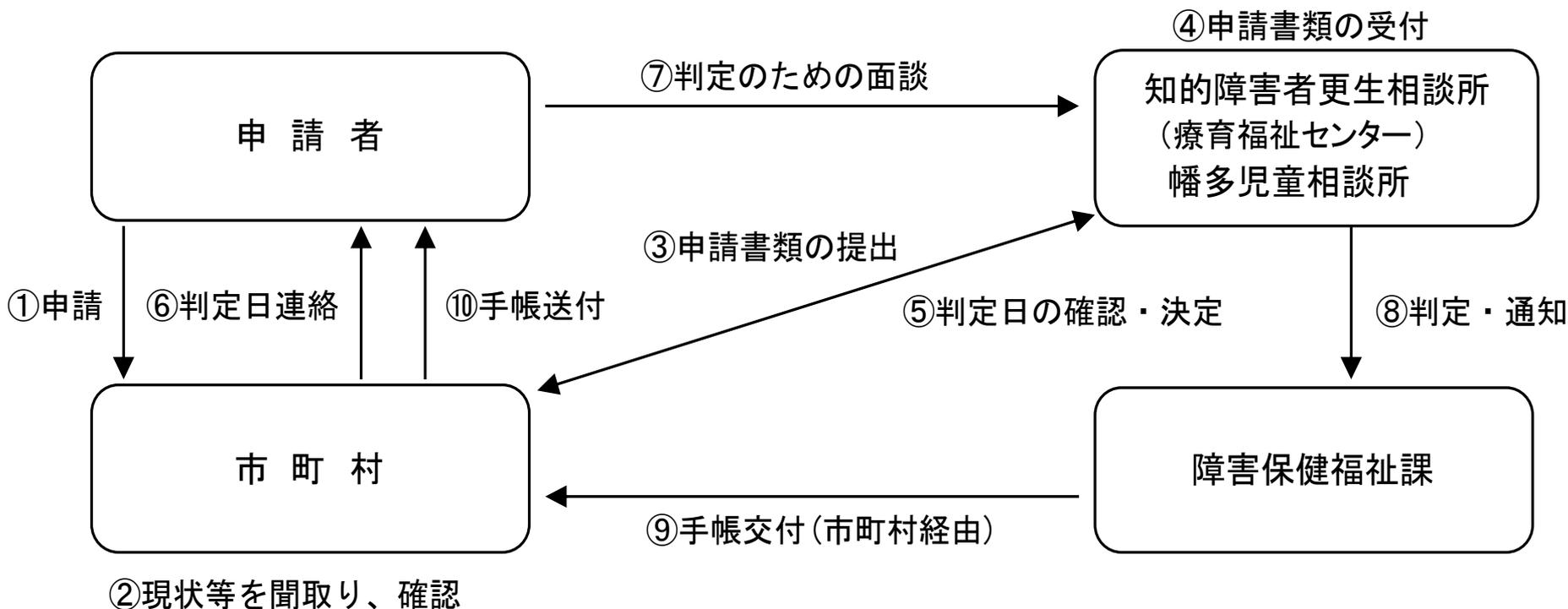


# 療育手帳

- ・ 知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児(者)に手帳を交付し、もって知的障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。
- ・ 判定の時期:19才未満の方は、原則として2～4年の期間で、19才以上の方は、原則判定不要となっている。



## 【療育手帳交付の流れ】



# 巡回相談

※療育福祉センター業務概要から

巡回	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
療育手帳	21	17	25	92	90	54	33	94	15	7	5	6	1
施設	10	1	3										
その他	10	1										4	2
計	41	19	28	92	90	54	33	94	15	7	5	10	3

※幡多児童相談所扱い分を含む

## ◇他県の状況（高知県と人口規模が同程度の県での相談件数等の状況）

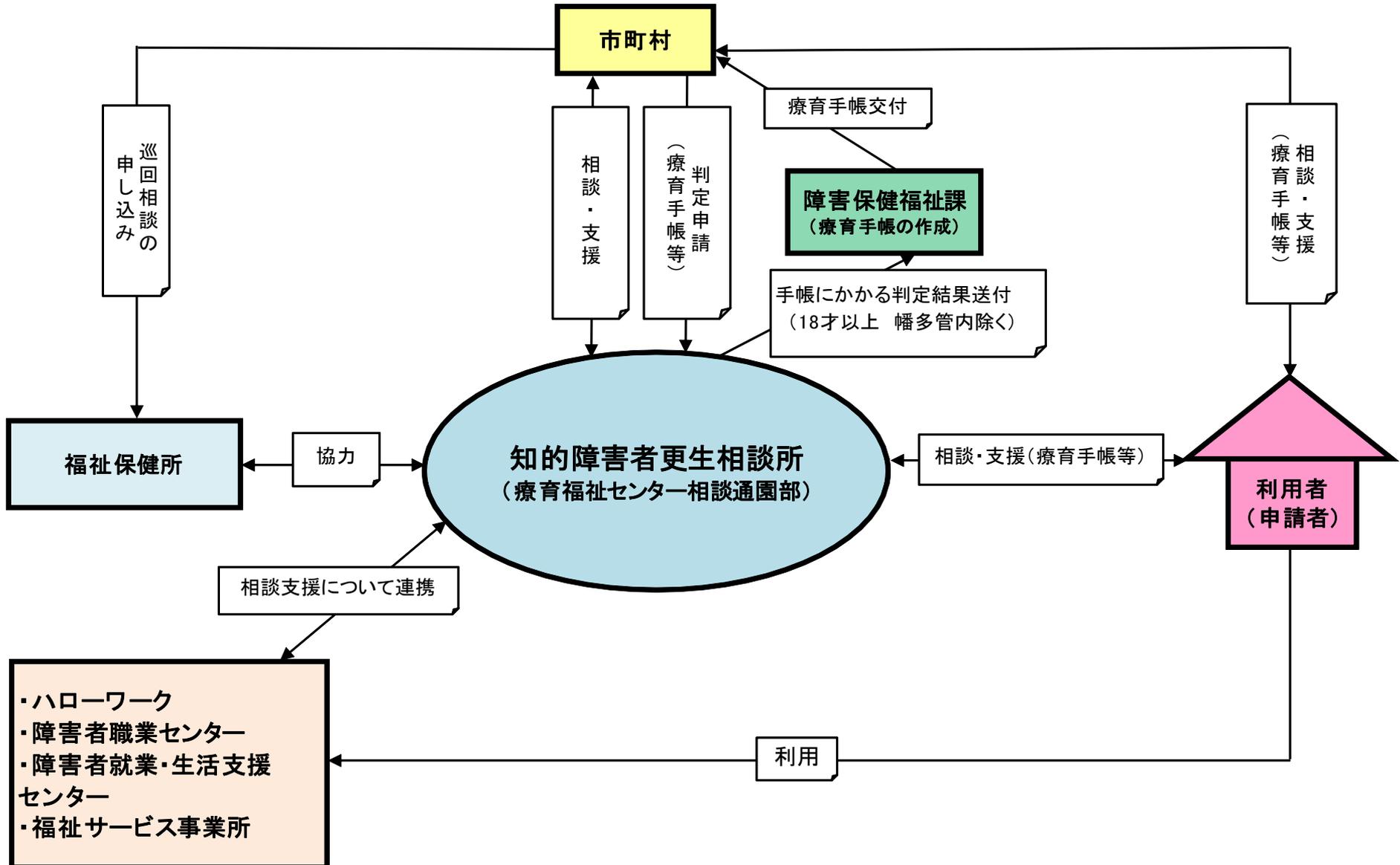
＜平成22年度＞

※ 福祉行政報告例より

知的障害者 更生相談所	来所	巡回	合計	(人口) H22年国勢調査 単位:千人	(面積) 単位:平方km
福井県	846	296	1142	806	4,190
島根県	404	614	1018	717	6,708
徳島県	478	597	1075	785	4,147
佐賀県	559	97	656	849	2,440
<b>高知県</b>	<b>457</b>	<b>10</b>	<b>467</b>	<b>764</b>	<b>7,105</b>

※ 来所には、来所をせず書面をもって行った場合も含む

# 知的障害者更生相談所(県立療育福祉センター)の関係図



## ◇ 都道府県の知的障害者更生相談所の状況 【全国85か所の状況】

- (1) 身体障害者更生相談所・児童相談所と併設（34ヶ所）  
☆高知県
- (2) 身体障害者更生相談所と併設（32ヶ所）
- (3) 児童相談所と併設（15ヶ所）
- (4) その他機関のみと併設（4ヶ所）
- (5) 単独設置（0）

(参考) (1)～(4)のその他の機関との併設状況

- ① 女性（婦人）相談所（22）
- ② 福祉事務所（13）
- ③ 精神保健福祉センター（13）

※ 上記の他、保健所や医療機関、障害者支援施設などがあった。



その他

# ◆研修の状況について

## ・「障害者福祉事務担当者研修会」

近年は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所、中央児童相談所の障害児部門の業務を兼務して行っていることから、市町村職員への研修は、年度当初に各圏域毎に実施している。

＜内容＞更生医療や補装具判定依頼事務の留意点や療育手帳の事務手続き等

## ・「障害関係職員研修会」

その他の研修としては、市町村等で、相談業務に従事している職員に対する、よりよい相談援助活動のための研修を年に一回行っている。

(参考)

[H23年度]: 障害者虐待防止法における市町村の具体的役割(参加者数36名)

[H22年度]: 対応に苦慮することどもの理解と支援について(参加者数140名)

[H21年度]: 療育手帳判定の実際、よりよい援助活動のために(参加者数62名)



# 論点の整理



# 障害者更生相談所のあり方検討の論点について

- 障害のある方の福祉については、市町村が障害者自立支援法などにに基づき、相談支援をはじめ、障害福祉サービスや更生医療、補装具の給付などの直接的な援護業務を担うとともに、自立支援協議会を中心に、地域のニーズに応じたサービスの調整や社会資源の改善・開発、相談支援の充実などに取り組むことが求められている。
- 一方、障害者更生相談所は、専門的な知識や技術を必要とする相談や更生医療、補装具、療育手帳などの判定を行うとともに、市町村が第一義的な相談窓口として機能を発揮できるよう、専門的な技術的支援や情報提供をはじめ、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修などを行うことが求められている。
- こうした市町村との役割分担や本県の現状を踏まえた、障害者更生相談所の今後のあり方検討の論点(案)は、次のとおり。



## 論点1

### 専門性の向上

- ・ 当事者の声や関係機関の取り組みなどの情報収集
- ・ 必要な知識・技術の研鑽と蓄積
- ・ 専門的な知識や技術を必要とする相談や判定への対応
- ・ 巡回相談の実施



## 論点2

### 市町村支援の強化

- ・ 専門的、技術的な援助、助言
- ・ 多様な情報の提供
- ・ 市町村相互間の連絡調整
- ・ 市町村職員に対する研修

